

# マイナンバーに代わる提出書類（様式）

■ 大学等在学者用（二次）

■ 9月～10月申込者用

○太枠内の項目を記入してください。

申込ID ※マイナンバー提出書に記載	Z	D	2	1							
学校名											
申込者氏名						学籍番号					
希望する奨学金	給付奨学金		・		第二種奨学金		※両方希望する場合は両方に○				
学校番号 ※学校記入欄											

○次の書類を本紙の下に重ね、上部2か所をホチキス留めのうえ、学校に提出してください。

マイナンバーが提出できない人の氏名・続柄	提出書類 ※マイナンバーが提出できない人ごとに書類を用意してください。
<p>生計維持者①</p> <p>氏名： _____</p> <p>続柄： _____</p> <p>※生計維持者①がマイナンバーを提出できる場合は本欄への記載はしないでください。</p>	<p><b>【生計維持者】</b></p> <p><b>1. 令和3年度（令和2年分）（非）課税証明書・所得証明書 <span style="color: blue;">【必須】</span></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市区町村によって名称が異なります。</li> <li>令和3年度（令和2年分）の証明書を用意してください。</li> <li>以下の項目が記載されている証明書の発行を依頼してください。（両方の奨学金を希望している場合は、両方の項目が必要）</li> <li>◆給付奨学金を希望している場合「（非）課税証明書」 <ul style="list-style-type: none"> <li>①課税標準額 ②調整控除額 ③税額調整額 ④扶養親族数</li> <li>⑤控除等に係る本人該当区分 ⑥合計所得金額 ⑦総所得金額等</li> <li>※②、③の記載がない場合は、それぞれ0円として審査します。</li> </ul> </li> <li>◆第二種奨学金を希望している場合「所得証明書」 <ul style="list-style-type: none"> <li>⑧市町村民税所得割 ⑨給与収入額（給与所得がある場合）</li> <li>⑩所得の内訳ごとの金額（給与以外の所得がある場合）</li> <li>⑪※給付⑥合計所得金額（無収入の場合、0円と記載されたもの）</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 給付奨学金・第二種奨学金の両方を希望し、（非）課税証明書または所得証明書のいずれか一つでそれぞれの必要項目が全て記載されている場合は、1枚のみの提出で差し支えありません。</p> <p>※ 海外に居住しているため、所得証明書等を用意できない場合は、「海外居住者のための収入等申告書」及び必要書類を添付してください。</p>
<p>生計維持者②</p> <p>氏名： _____</p> <p>続柄： _____</p> <p>※生計維持者②がおり、かつマイナンバーを提出できる場合は本欄への記載はしないでください。</p>	<p><b>2. 生活保護決定（変更）通知書等のコピー <span style="color: blue;">【該当者のみ】</span></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給開始日の記載があり、受給期間に令和3年1月1日を含むことが分かるもの。</li> <li>※【給付奨学金を希望している場合】扶助の種類の記載があるもの</li> <li>※【貸与奨学金を希望している場合】受給額の記載のあるもの</li> </ul>
<p>申込者本人</p> <p>氏名： _____</p> <p>※申込者本人がマイナンバーを提出できる場合は本欄への記載はしないでください。</p>	<p><b>【申込者本人】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆給付奨学金を希望している場合 令和3年度（非）課税証明書を提出してください。ただし、第二種奨学金希望者であっても上記⑧～⑩の項目は不要です。</li> <li>◆第二種奨学金のみを希望している場合 提出書類はありません（申込者本人が生計維持者の場合を除く）。</li> </ul> <p>※申込者本人が生計維持者の場合は、上記【生計維持者】に記載の書類が必要です。</p>

（注意）奨学金申込時にマイナンバーを提出できない場合は、今後も以下の書類の提出が必要となります。

- 第二種奨学生採用時：住民票 ■ 給付奨学金継続審査時：（非）課税証明書、生活保護決定（変更）通知書等  
マイナンバーが提出できなくても、「〇〇のため提出できません」と記入のうえ、「マイナンバー提出書」の提出が必要です。